

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）について

介護職員の処遇改善につきましては、これまでに何度かの取り組みが行われてきました。直近では、令和3(2021)年4月の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が緩和されました。当該加算を受けるためには、下記の要件を満たしている必要があります。

- A. 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- B. 介護職員処遇改善加算の職場環境要件に関し、複数の取り雲を行っていること。
- C. 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

Cの「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当施設における処遇改善に関する取り組み（賃金以外）内容を下記に掲示いたします。

資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

両立支援・多様な働き方の推進

- 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

腰痛を含む心身の健康管理

- 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
- 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制整備

生産性向上のための業務改善の取組

- タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
- 5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備

やりがい・働きがいの醸成

- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
- 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供

【職場環境要件項目】

(1) 資質の向上

- 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引・認知症ケア・サービス提供責任者研修・中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員の確保を含む）
- 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- キャリアパス要件に該当する事項
- 定期的な職場内研修の実施、法人として介護職員初任者研修を企画・運営

(2) 労働環境・処遇の改善

- 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化

(3) その他

- 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- 中途採用者（他産業からの転職者・主婦層・中高年齢者等）に特化した人事制度の確立
- 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフトの配慮
- 非正規職員から正規職員への転換
- 職員の増員による業務負担の軽減